#### 校則について

(本文書における「校則」については、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められており、中学校では「校則」、「生徒心得」などと称されるものを含むものとする。)

### 1. 基本的な考え方

校則の意義・位置付けは、生徒指導提要(文科省 令和4年12月6日)により以下のように整理されている。

- ・ 児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために、児童生徒 が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる。
- ・ 各学校が教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、社会通念上合理的と認められる範囲において、最終的には校長により制定される。
- ・ 学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、 学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有する。
- ・ 校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自 主性を伸ばすものとなるように配慮することも求められる。

以上のことを踏まえ、「自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守る。」 という民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる生徒を育成すること を目的として、校則とそれに基づく生徒指導に取り組むものである。

#### 2. 校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、規則の本質的な意味や意義を指導することなく、ただの外見の取り締まりにならないよう、生徒が自分事としてその意味を理解し、自主的に校則を守るように指導していくことが重要である。

# 3. 校則の見直し

## (1)見直しの目的

校則については、学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要がないか、社会通念上許容される範囲か等を常に考え、絶えず見直しを行うことが求められる。学校を取り巻く社会環境や生徒の状況が常に変化するため、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、絶えず積極的に見直し、その合理性を検証する必要がある。

さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要である。

# (2)見直しの基本的な考え方

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄であるが、生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取したり、生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなどして、生徒や保護者、地域が校則の見直しの過程に参画することにより、その必要性の共通理解が図られ、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつなげることが大切である。

なお、校則見直しの際は、

- ・子どもの生命や健康に影響を及ぼす可能性がないこと。
- ・ 人権尊重の精神に立ち、差別等がないこと。
- 生まれもった性質に対して配慮されていること。
- ・ 不合理な男女の区別等がなく、多様性も尊重されていること。
- ・ 社会通念上合理的と認められる範囲となっていること。

ということなどに留意して見直すことが重要である。

また、校則の見直しの際には、「必要な校則とは何か」をより深く考え、学ぶ機会となることを意識して指導することが重要である。成長の差が大きければ大きいほど、「何のため」のルールメイキングなのかということが大きな意味を持つことから、上記留意点を学ぶ貴重な機会であるとの認識を持ち、発達段階に応じた丁寧な取組が必要である。

#### (3)見直しの基本的な取組方法

ア 生徒が考える機会の設定

学校のルールを主体的に考えさせる機会を設けるため、学級活動・生徒会活動等の場において、話し合う活動を生徒総会等に合わせて適宜行う。

イ 保護者・地域からの意見聴取

保護者や地域の意見が反映されるよう、学校評価もしくはアンケート等において 学校生活のルールやきまりに対する意見を記入してもらう。意見に対しては、企画 委員会・職員会議等で協議し、内容によっては学校評議員会等で協議する。

ウ 生徒や保護者、地域との共通理解

「生活のきまり」「生徒心得」等は、生徒たちが安心して安全に学べる環境をつくることにあることを踏まえ、生徒・保護者・地域の共通理解は必要である。共通理解を図るため、決定したことは、ホームページ等に掲載して、地域への周知を図る。

## 4 参考·引用

·「生徒指導提要」

(文部科学省 令和 4 年 12 月) (文部科学省 平成 22 年 3 月)

- ・「校則の見直し等に関する取組事例について」
  - (文部科学省初等中等教育局児童生徒課 令和3年6月8日付け事務連絡)
- ・「令和 4 年度における校則の見直しと今後の対応について」 (唐津市教育委員会 令和 5 年 3 月 7 日付け通知)